

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 24 日

長野県知事 阿部 守一 様

提出者

住 所 長野県下伊那郡高森町下市田2183-1

氏 名 高森町長 壬生 照玄

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0265-35-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の 名 称	高森浄化センター（高森町公共下水道終末処理場）
事業場の 所 在 地	長野県下伊那郡高森町下市田3929-1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	3631 下水道処理施設維持管理業
②事 業 の 規 模	令和6年度処理水量 897, 641t／年
③従 業 員 数	環境水道課 上下水道係 5人、(公財)長野県下水道公社 2人
④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度(令和6年度)実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥				
	排 出 量	66,057.00 t	t			
(これまでに実施した取組)		適正な維持管理、異常流入の監視、事業所排水指導など				
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	汚泥				
	排 出 量	64,989.00 t	t			
(今後実施する予定の取組)		適正な維持管理、異常流入の監視、事業所立ち入り検査など				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 搬出までの間、し渣は専用の箱に入れて保管し、脱水した汚泥は容器（貯留ホッパー）に入れて保管するため、他の物が混入する恐れはない。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 新たな種類の産業廃棄物が発生する見込みはない。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度(令和6年度)実績】		
①現状	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0	t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0	t	t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度(令和6年度)実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量	0	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	65, 250. 00	t	t
(これまでに実施した取組) 脱水機の日常・定期点検の他、修繕を行い脱水性能を維持する。 含水率改善に効果の見られた脱水機濾過部分のスチーム洗浄を継続し含水率改善に努めた。				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組) 脱水機の日常・定期点検の他、修繕を行い脱水性能を維持する。 脱水機濾過部分のスチーム洗浄を継続し含水率改善に努める。 脱水機の定期修繕を行い突発的な故障を防止する。				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	807.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	807.00 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者との委託契約に際して、事前に現状確認（稼働状況、周辺状況、需要の状況）及び委託後の定期的な確認を行う。 ・マニフェスト伝票の管理を徹底する。 ・排出事業者責任として処分先の状況を定期的に確認する。 ・臭気対策として夏季は1回あたりの搬出量を削減する。 			

(第5面)

【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥
②計画	全処理委託量	833.20 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	833.20 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
脱水機の整備を行うことにより廃棄物を適正に脱水する。 脱水機の延命を図るため、目標含水率80.5%とする。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和7年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位：t

実績：前年度産業廃棄物排出量

計画：当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量	0	自ら行う中間処理		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量	処理の委託									
			自ら熱回収を行った（行う）量	自ら中間処理により減量した（する）量		全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量	自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量	中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量	自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後自ら埋立・海洋投入処分する量	自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した後自ら埋立・海洋投入処分する量	優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）	中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）	認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）	認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量						
	①	②+⑧	⑤	⑦	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭					
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	
法 律 類	1 燃え殻														
	2 汚泥	66,057.00	64,989.00			65,250.00	64,155.80		807.00	833.20		807.00	833.20		
	3 廃油														
	4 廃酸														
	5 廃アルカリ														
	6 廃プラスチック														
政 令 類	1 紙くず														
	2 木くず														
	3 繊維くず														
	4 動植物性残さ														
	5 ゴムくず														
	6 金属くず														
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず														
	8 鉱さい														
	9 がれき類														
	10 家畜ふん尿														
	11 家畜の死体														
	12 動物未回形不変物														
	13 ぱいじん														
	14 処分するために処理したもの														
		合 計	66,057.00	64,989.00	0.00	0.00	0.00	0.00	65,250.00	64,155.80	0.00	0.00	807.00	833.20	

※ 総排出量=自ら再生利用を行った（行う）量+自ら中間処理により減量した（する）量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量+全処理委託量

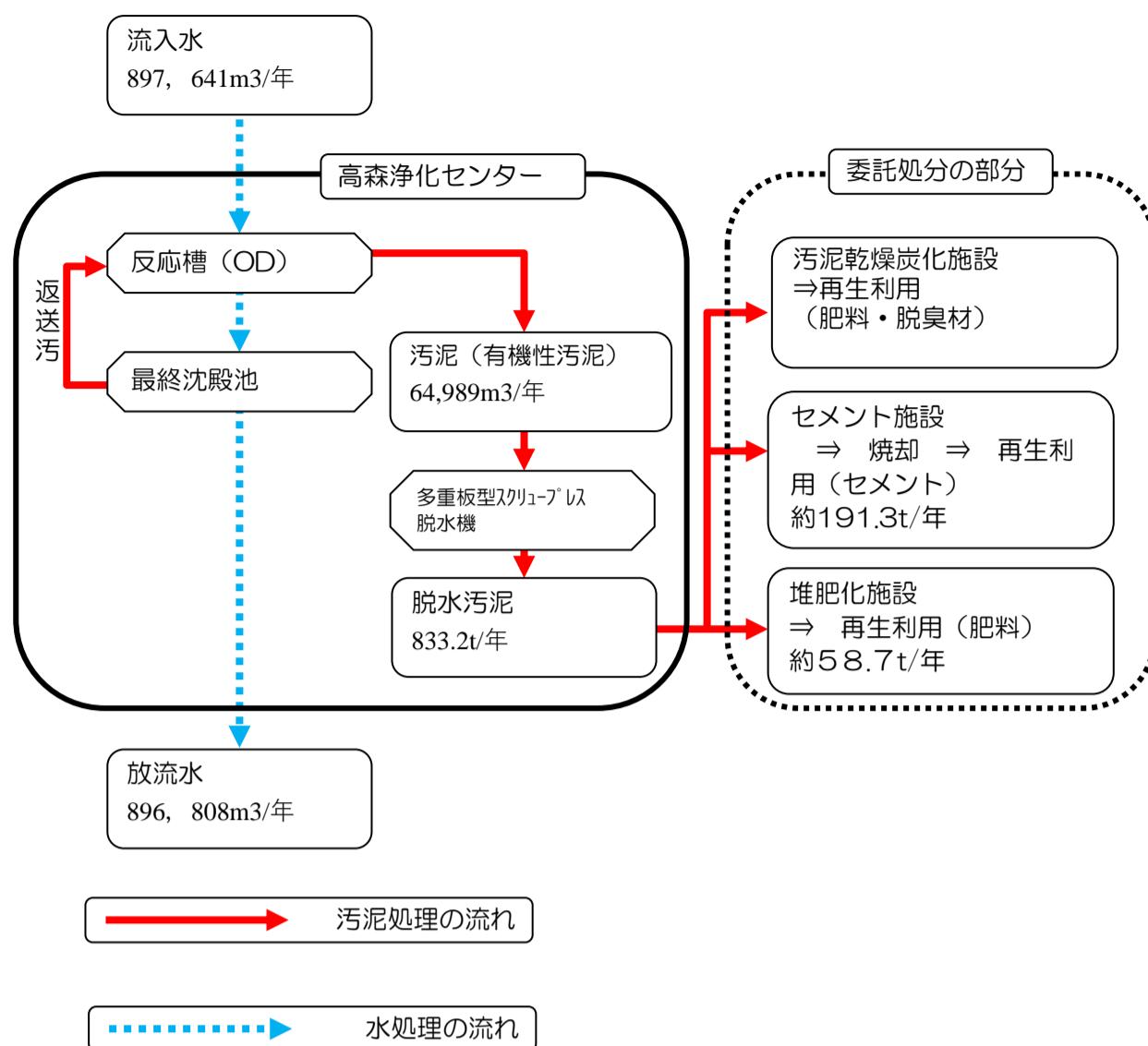
【記載方法】

- 各産業廃棄物の種類ごとに該当箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。
- 「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- 「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。

別紙

[処理計画書 第1面 ④産業廃棄物の一連の処理の工程]

(令和7年度 算出根拠)



$$\begin{aligned} \text{予測流入水量} &= R6\text{公共下水道実績} \\ &= 897,641 \text{ m}^3/\text{年} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{余剰汚泥量} &= \text{予測流入水量} \times \text{汚発生率}/\text{MLSS濃度}(\%) \\ &= 897,641 \times 0.181/0.25 \times 100/1000 \\ &= 64,989 \text{ m}^3/\text{年} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{脱水汚泥量} &= \text{予測流入水量} \times \text{汚泥発生率} \times 100 / (\text{100-含水率}) / 1000 \\ &= 897,641 \times 0.181 \times 100 / (100-80.5) / 1000 \\ &= 833.195 \text{ t}/\text{年} \end{aligned}$$

委託量は前年度按分比率とした

別紙

〔処理計画書 第2面 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項〕

(管理体制図)

総括責任者 環境水道課長	廃棄物担当 環境水道課 上下水道係	維持管理担当 長野県下水道公社 南信支社 駒ヶ根事務所	黄色着色部:新たな追加項目
○公共下水道施設の設置、維持管理の総括 ※処理場の維持管理については長野県下水道公社に委託	○処理業者、再生利用業者との委託契約の締結 ○廃棄物処理に関する方針の策定 ○廃棄物処理計画の作成 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定 ○産業廃棄物管理票の管理 ○汚泥処理施設の建設 ○産業廃棄物管理票の交付 ○特定事業所排水の検査・指導	○汚泥処理施設の運転及び管理 ○汚泥発生量の把握、予測 ○廃棄物の削減に関する技術提供 ○異常流入等の情報提供 ○廃棄物処理計画の作成補助	